

# KNC NETWORK NEWS

2015年9月19日 発行

## 気になる記事: 基準地価、地方中核都市高い伸び

地価の上昇が三大都市圏から地方の中核都市へと波及し始めた。国土交通省が発表した2015年7月1日時点の基準地価では三大都市圏の商業地が、訪日客の増加などから3年連続で上昇した。北陸新幹線の開業効果が出た金沢、仙台や福岡など、商業地の地価の伸びが5%に迫る都市も出てきた。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

**経営一言:** 戦争の悲惨さを知る人間として、私たち日本人は「耐える勇氣」を持たないといけない。

(京セラ名誉会長・稲盛 和夫氏)

一 所長コメント: 「平和ボケ」と云われるが、何でもかんでも与え過ぎ、甘やかし過ぎ。何の努力もせず、貰い過ぎ。たなぼた式の指示待ちの人間。自分の権利の主張が多すぎる。他人の痛みは自分の痛みということを知ること。一

## 外注費と給料 《税務》

業務委任契約であれば「外注費」、雇用契約であれば「給料手当」と、契約によって会計処理が異なります。外注費として処理すれば消費税の課税対象となり、納める消費税額が減る「仕入税額控除」が適用できます。また、源泉徴収対象ではない業務であれば源泉徴収が不要です。

税務上でどちらの契約として判断されるかについては、

- ①他人が代替して業務できることを税務当局が認めるか
- ②報酬を支払う人から時間的な拘束を受けるか
- ③作業の具体的な内容や方法について、報酬を支払う人から指揮監督を受けるか
- ④未完成品が不可抗力でなくなってしまったときなどに、すでに遂行した業務や提供した役務に掛かる報酬の支払いを請求できるか
- ⑤材料、用具に関して報酬を支払う人から供与されているかといった5項目を基準にします。

## 従来型蛍光灯をLED型蛍光灯に取り替えた場合

### 《税務》

節電のため、従来型蛍光灯をLED型蛍光灯に取り替える場合、その取替費用は全額、修繕費として処理します。

従来型蛍光灯とLED型蛍光灯はいずれも、照明設備がその機能を発揮する為の一つの消耗部品です。ですから、従来型蛍光灯をLED型蛍光灯に取り替えることは、照明設備を構成する一部の消耗部品を取り替えることにすぎません。それは、照明設備の機能を維持するために必要な、通常の維持管理のための費用です。たとえ、この取り替えによって節電効果等の機能が向上したとしても、それは、その部品の性能が高まっただけであり、照明設備そのものの使用可能期間が延長した、あるいは、価値が高くなった、ということではありません。

よって、この取替えに係る支出はすべて修繕費として処理します。

## 飲食店人手不足非正社員7割超、正社員ではサービス業に集中 《経営》

帝国データバンクが発表した人手不足に対する企業動向調査結果によりますと、人手不足が深刻になっており、特に飲食店では非正規社員が7割超不足していることが明らかになりました。また、正社員については、サービス業での不足が目立っています。

同調査は7月、全国2万3176社を対象に実施、回答率は47.5%でした。正社員について「不足」と回答した企業は36.2%でした。それらを業種別に見ると、「放送」が72.3%、以下、「情報サービス」(60.6%)、「医薬品・日用雑貨品小売」(60.0%)、「飲食料品小売」(53.4%)、「メンテナンス・警備・検査」(52.5%)、「飲食店」(52.3%)、「建設」(51.0%)となり、上位10業種中6業種をサービス業が占めています。非正社員についても最も人手が不足していると感じている業種は「飲食店」(71.8%)でした。以下、「飲食料品小売」(61.7%)、「娯楽サービス」(58.0%)、「繊維・繊維製品・服飾店小売」(50.0%)、「旅館・ホテル」(48.2%)などの順で、上位10業種中9業種がサービス業・小売業となりました。

訪日外国人の増加や、それに伴うインバウンド消費も増加する傾向にある中、消費者と接する機会の多い小売業やサービス業で特に人手不足が増加しています。

## 会社が設置した自動販売機と外形標準課税の関係

### 《税務》

会社が従業員の福利厚生のため、飲料や軽食などが購入できる自動販売機を設置することがありますが、この自動販売機の設置における契約には、「設置場所に係る賃貸借契約」又は「売上に応じて手数料をもらう契約」のいずれかの契約を締結し、支払を受けることが一般的となっております。

「設置場所に係る賃貸借契約」であれば、土地・家屋の賃借権等の対価として支払を受けた金額であることから外形標準課税における受取賃借料と判断できます。

「売上に応じて手数料をもらう契約」は、自動販売機の設置場所の賃貸により手数料を受け取っているものではありませんが、賃借料が契約で賃借人の事業の売上高等に応じて支払われる場合であっても、受取賃借料として取り扱われることになっています。

つまり、社内の一部を賃貸したことによる対価の額が含まれると考えられるため、受取賃借料として控除できることとなります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。